山形市広告付き庁舎案内板設置及び

運営に係る行政財産の貸付事業

提案仕様書

目次

[第１章　基本事項 1](#_Toc112764776)

[１．１　件名 1](#_Toc112764777)

[１．２　事業の目的 1](#_Toc112764778)

[１．３　契約担当課 1](#_Toc112764779)

[１．４　実施期間 1](#_Toc112764780)

[１．５　支払条件 1](#_Toc112764781)

[１．６　準拠法令等 1](#_Toc112764782)

[第２章　事業の内容 1](#_Toc112764783)

[２．１　案内板の設置場所及び期間 1](#_Toc112764784)

[２．２　案内板の内容等 2](#_Toc112764785)

[２．３　設置及び運営 2](#_Toc112764786)

[２．４　広告の範囲 2](#_Toc112764787)

[２．５　広告の募集、広告内容等の審査 2](#_Toc112764788)

[２．６　事業者の責務 3](#_Toc112764789)

[第３章　契約条件等 3](#_Toc112764790)

[３．１　秘密保持 3](#_Toc112764791)

[３．２　個人情報保護に関する事項 3](#_Toc112764792)

[３．３　転貸等 3](#_Toc112764793)

[３．４　損害賠償、復旧 3](#_Toc112764794)

[３．５　権利・義務の譲渡 4](#_Toc112764795)

[３．６　疑義等 4](#_Toc112764796)

# 第１章　基本事項

## １．１　件名

山形市広告付き庁舎案内板設置及び運営に係る行政財産の貸付事業（以下「本事業」という。）

## １．２　事業の目的

わかりやすい庁舎案内や市政情報を発信する「広告付き庁舎案内板」を設置することにより、市民サービスの向上を図る。また、庁舎の余裕スペースの有効活用として、行政財産の貸付を行い民間事業者の広告を掲出し、一定の収入を得ることで、市の財源を確保する。

## １．３　契約担当課

山形市財政部資産マネジメント課

担当：管理係

電話番号　　　　　０２３－６４１－１２１２（内線２７５、２７６）

ＦＡＸ　　　　　　０２３－６２４－８８９５

e-mailアドレス　　kanzai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

## １．４　実施期間

令和６年２月１日から令和１１年１月３１日まで（５年間）

## １．５　支払条件

賃貸借料は年度分一括前払いとし、山形市が発行する納入通知書により支払うものとする。各年度に属する納入金額及び納期限は、契約時に定める。

## １．６　準拠法令等

本事業は、本仕様書に定める事項のほか、地方自治法、地方自治法施行令、山形市財務規則、その他関係法令・規程等を遵守し実施するものとする。

# 第２章　事業の内容

## ２．１　案内板の設置場所及び期間

⑴設置場所

　　　　山形市本庁舎１階正面入口設置公衆電話ブース外周（山形市旅篭町二丁目３番２５号）

　　　　≪参考≫

　　　　・閉 庁 日　　土、日、祝日（休日を含む。）及び１２月２９日から１月３日

　　　　・開庁時間　　午前８時３０分から午後６時

・勤務する職員数　　　約１，４００人

　　　　・一日平均来庁者数　　約１，７００人

　　　　・会議又は催し表示件数（R2・R3は新型コロナの影響により減少。現在は回復傾向）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | Ｈ３０ | Ｒ元 | Ｒ２ | Ｒ３ | Ｒ４ |
| 件数 | １１９件 | １５４件 | ４１件 | ２５件 | ６０件 |

⑵設置期間

　　　　令和６年２月１日から令和１１年１月３１日まで〔５年間〕

　　　　設置期間満了後は、再募集する。

## ２．２　案内板の内容等

⑴　案内板の規格

　１階公衆電話ブースの外周に設置すること。

総合案内側の面を正面（西面）とし、正面に設置することを必須とし、両側面（南北面）は本市が利用可能なデジタルサイネージとする。

大きさは、次に示す参考値以上（高さ：2,200㎜以下、横幅は正面の両端及び南北側面の西側のみ、設置する案内板の厚み程度以内）とする。

≪参考≫　既存公衆電話ブースの規格：（正面）高さ1,800㎜、横3,200㎜

　　　　　　　　　　　　　　　　 　（側面）高さ1,800㎜、横1,000㎜

⑵　設備、デザイン

1. 案内板は、庁舎全館案内及び各階案内、会議催し案内、市政情報、市役所周辺地図、民間事業者の広告を表示する。その他、市民サービスにつながる内容の提案も可能とする。
2. 案内板の広告掲出割合は、最大４割とし、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者の広告欄であることを注記する。
3. 案内板のデザインは、公共施設であることを十分考慮し、案内板の角が鋭利とならないよう加工し、燃えにくい部材を使用する。地震等での転倒に対する防止策を講じること。
4. 掲出枠のうち、公衆電話ブースの南北の面を「会議催し案内」及び「市政情報」枠とし、表示画面は、明るく見やすくするためにデジタルサイネージを使用し、表示するデータを山形市が作成出来るよう考慮すること。

## ２．３　設置及び運営

⑴　案内板のデザイン、製作及び設置に関する費用、表示内容の変更に係る費用、メンテナンスに係る費用について、すべて事業者が負担する。

⑵　設備の設置及び運営により生じる光熱費相当額は、別途納付すること。

⑶　庁舎全館案内及び各階案内について、市の組織改編等に際し、適宜情報を更新すること。

⑷　設置期間の満了、又は契約が解除された場合には、事業者の負担により原状回復すること。

## ２．４　広告の範囲

案内板に掲出できる広告の範囲は、「山形市広告付き庁舎案内板設置及び運営事業実施要綱」に定めるところによる。

## ２．５　広告の募集、広告内容等の審査

⑴　広告主は、事業者が募集する。

⑵　掲出する広告の内容等について、あらかじめ広告審査会の審査を受け、承認を受けなければ広告を掲出することができない。

⑶　審査に際しては、別添「山形市広告付き庁舎案内板広告審査票」に掲出する広告を添付し、掲出予定日の原則７日前までに山形市資産マネジメント課に提出しなければならない。

## ２．６　事業者の責務

⑴　広告の内容、その他広告掲出に関する一切の責任を負うものとする。

⑵　第三者から広告の掲出により損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決すること。

⑶　事業者の責めに帰すべき事由により、広告掲出場所または建物の一部を毀損した場合は、事業者の負担で原状に回復しなければならない。

# 第３章　契約条件等

## ３．１　秘密保持

⑴　事業者は、契約期間中はもとより契約期間終了後であっても、本事業を履行するうえで知り得た山形市に係る情報を第三者に開示又は漏えいさせないこととし、そのために必要な措置を講じること。

⑵　山形市が提供する資料は原則貸出しとし、山形市の指定する日までに返却すること。借受人は、貸与資料についての借用書を山形市に提出すること。なお、借受人は、貸与資料については、複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させないこと。また、紛失、破損、滅失することのないよう慎重に取り扱うこと。

⑶　⑴の情報及び⑵の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に山形市と協議のうえ承認を得ること。

## ３．２　個人情報保護に関する事項

⑴　事業者は、「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」及び当該法律を遵守するために借受人が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

⑵　事業者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第８項に規定する特定個人情報を含む。）の取り扱いに関して、山形市が提示する個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を取扱うこと。

⑶　事業者は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。

## ３．３　転貸等

事業者は、本契約に係る借地の権利を第三者に転貸してはならない。

## ３．４　損害賠償、復旧

⑴　事業者は、本事業の履行中に生じた事故等に対して、発生原因、経過、被害等の状況を直ちに報告し、山形市の指示を受けること。

⑶　本事業において、事業者の故意又は過失により、山形市又は第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において賠償すること。

## ３．５　権利・義務の譲渡

事業者は、本事業から生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しないこと。

## ３．６　疑義等

⑴　事業者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、山形市と協議のうえ山形市の指示に従い事業を実施すること。

⑵　その他本事業の履行に必要と認められる事項については、本仕様書に記載のない事項であっても、山形市と協議のうえ実施すること。